

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしております！

事務局連絡先

埼玉県社会保障推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保障推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.3

08年4月30日発行

## 第三回公判にも八〇名を超える支援者が 日増しに広がる支援の輪

四月二三日（水）、

八〇名を超える支援者

が駆けつけ、前回同様、  
傍聴整理券が配られ、  
抽選による傍聴となり  
ました。

今回は、第二回期日  
に原告が提出した第一、  
二、三準備書面に対す  
る被告からの反論（準  
備書面一）がなされ、  
原告側は、この内容に

対して釈明を求めまし  
た。

原告側から求められ  
た釈明に対し、被告側  
は「こちらの主張に難  
癖をつける内容で、裁  
判の本旨から離れるも  
のだ」と発言。原告側

は、「被告からの反論  
が抽象的であいまいで  
あるため、事実関係に  
基づく主張を求めたも  
の。」「被告

答して下さい」と言い、  
傍聴席から失笑をかう  
場面もありました。

その後、原告側が第  
三準備書面の内容を、  
パワーポイントを使っ  
て説明しました。「被  
告は、原告らが生活に  
困窮し要保護状態であつ  
たことを知りながら、  
原告らに対し、一貫し  
て生活保護を利用でき  
ることの説明を怠り、  
利用を助言しなかった。  
この行為は、説明義務  
助言義務違反であり、  
これも国家賠償法第一  
条第一項の違法、過失  
を構成する」として、  
本件の申請場面におけ  
る被告職員の不誠実な  
対応の実態と、本来あ  
るべき説明・助言義務  
の根拠を明らかにしま  
した。

側が発言は極  
めて不穏当で  
失礼だ」と批  
判。これに対  
し、被告側が  
「難癖は、一  
般的に使われ  
る言葉」と開  
き直ったため、  
裁判長もあき  
れて「答えら  
れる範囲でい  
いますから回

三郷市の説明義務、  
助言義務違反は明確  
裁判後

裁判後

埼玉弁護士  
会館三  
階の会議  
室におい  
て、報告  
会が行わ  
れました。

弁護士団

から法廷  
内で行わ  
れたこと  
の解説及  
び、被告

の反論書面の概要説明  
があり、その後、法廷  
に入れなかった人のた  
めにパワーポイントに  
よる第三準備書面の説  
明が再現されました。  
報告会の最後に、支  
援する会より、「憲法

で保障された生存権を  
守り生かすため 公正  
な審理と判決を求める  
要請書」署名の提起と  
署名推進のための会へ  
の加入の訴えがなされ  
ました。



### 次回、第四回口頭弁論

日時：〇八年六月二五日（水）

午前一〇時〇〇分〜一〇時三〇分

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

\*弁護士報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

